

# 西松建設との「和解」が示す可能性

## 内田雅敏

うむだ、まさとし  
弁護士。日弁連人権擁護大会・戦後補償シンポジウム実行副委員長などを務め、花岡事件をはじめ補償請求問題や訴訟に取り組み、日弁連憲法委員会委員。著書に「戦後補償」を考ふる（講談社現代新書）など多数。

### 一、今日からは互いに友人となる

二〇〇九年一〇月三日、西松建設中国人強制連行・強制労働損害賠償請求事件について、同社と中国人当事者らとの間で和解が成立した。

和解成立後、西松側の代理人弁護士と共同記者会見に臨んだ中国人受難者の邵義誠氏は、和解内容に不十分な点は残るとしながらも、問題解決に取り組んだ西松建設の姿勢を評価し、本和解が他の企業、日本国家による中国人強制連行問題の全面的な解決へのステップとなることを願うと語った。

西松側弁護士も、「昨年来の弊社不祥事を踏まえ、新生西松建設となるべく、過去の諸問題について見直しを続けてまいりました。その中の大きな課題として、強制連行の問題、最高裁判所判決の付言に対し、西松建設としてどうお応えし

てゆくかの問題がございました。この度、和解に至りました。が、中国人当事者及び関係者のご努力に感謝します」と同社のコメントを発した。

邵義誠氏は、同弁護士に対して「これまで闘ってきたが、今日からは互いに友人となる」と握手を求め、両者は固く握手した。文字通りの和解が成立した瞬間である。

同月二六日、邵義誠氏は広島の実地現場、安野を訪れ、花を添え、地に中国から持参した酒を垂らし、この地で亡くなった仲間たちに和解の成立を報告した。氏は、これまではここを訪れると当時のことが思い出されて涙が流れたが、今日は嬉しい報告に來たのだから泣かない、と語った。

### 二、中国人強制連行と西松建設

アジア・太平洋戦争（十五年戦争）の長期化で、日本国内で

事実を伝え、後世を教育するために、追悼碑並びに記念館を設立すること、③しかるべき補償をなすこと、の三項の要求を提出した。しかし、その交渉が決裂したため、一九九八年一月、受難者及びその遺族ら五人が全受難者三六〇名及びその遺族の代表となって西松建設に対し、強制連行・強制労働という不法行為を理由とする損害賠償請求の訴えを広島地方裁判所に提起した。

二〇〇二年七月九日、同地裁は中国人受難者らの被害事実を詳細に認定したが、時効と除斥期間の経過を適用して、受難者らの請求を棄却した。

二〇〇四年七月九日、控訴審である広島高裁は、広島地裁が認定した前記被害事実をそのまま認定したうえで、請求を認容し、西松建設に対し、受難者らに対し各金五五〇万円の支払いを命ずる画期的な判決を言い渡した。

しかし、西松建設からの上告を受理した最高裁第二小法廷は、〇七年四月二七日、広島高裁が認定した被害事実をそのまま踏襲し、「前記事実関係にかんがみて本件被害者らの被った精神的・肉体的な苦痛は極めて大きなものであったと認められる」と述べながら、受難者らの請求権は、一九七二年の「日中共同声明五項によって、裁判上請求する機能を失った」というべきであるとして、請求を棄却した。

この最高裁判決の不当性については本稿では省略するが、判決は、他方で、付言という形で以下のように述べている。「個別具体的な請求権について債務者側において、任意の

は青年男子が次々と出征させられ、深刻な労働力不足を招来した。政府は国家総動員法を制定し、学生ら国内の若年労働力を動員し、さらには朝鮮から朝鮮人を日本国内に強制連行（総計で約一〇〇万人と言われている）するなどしてこれに対処しようとした。しかし、戦局の逼迫はますますの労働力不足をもたらした。そこで四二年、時の東條内閣は中国大陸から中国人を日本に連行し、鉱山やダム建設現場などで強制労働に就かせることを企て、「華人労働者移入に関する件」を閣議決定し、四四年の次官会議を経て同年八月から、翌四五年五月までの間に約四万人の中国人を強制連行した。交戦国の民衆を国内に連行し、強制労働に就かせることが、国際法上許されないことであることは言うまでもない。

強制連行された中国人は全国の一三五事業所に配置された。そのうち三六〇人が広島県安野の中国電力発電所導水トンネル工事現場に配置され、昼夜二交代の過酷な労働によって一九九人がこの地で亡くなった。約半数が亡くなった花岡鉱山鹿島出張所ほどではないにせよ、わずか一年未満の期間に約一割が亡くなったことに過酷な実態が窺われる。今回来日した遺族の一人、楊世斗氏の父、楊希恩氏は、建設現場での抵抗行為により広島市に連行され、取調中に被爆死している。

### 三、裁判の経過

中国人受難者及びその遺族らは、一九九三年八月、西松建設に対し、①公式に謝罪すること、②死者を追悼し、歴史の

自発的対応をすることは妨げられないところ、本件被害者らの被った精神的・肉体的苦痛が極めて大きかった一方、上告人（西松建設・筆者注）は前述したような勤務条件で中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受け、更に前記の補償金を取得しているなどの諸般の事情にかんがみると、上告人を含む関係者において、本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待されるところである。

さすがに受難者らの蒙った被害の甚大さを無視できなかったのである。そこで受難者・遺族ら及び日本側支援者らは最高裁判決を批判しつつ、他方、この付言に基づいて解決——受難生存者も残り少なく、前記判例の変更を待つ時間的余裕がない——する方策も運動論として採用し、二〇〇八年四月一九日、池田香代子、石村修、内田雅敏、内海愛子、奥平康弘、鎌田慧、古関彰一、斎藤貴男、佐高信、白西紳一郎、田中宏、辻井喬、土屋公敏、田英夫、土井たか子、内藤光博、弘田しずえ、古川純、前田哲男、水島朝穂、村井吉敬、村岡久平、矢田部理、山内敏弘、渡辺峯ら呼びかけ人として「西松建設・最高裁勧告の実現を求める会」を立ち上げて西松建設に働きかける活動を開始した。今回の和解は、こうした取り組みや運動の積み上げのうえに成立したのである。

#### 四 中国人当事者との合意形成

中国人受難者・遺族らの代理人として、西松建設と和解交渉の任に当たった筆者ら弁護士、市民運動家、学者ら日本側

支援者らは、中国人当事者らとの合意形成をなすに際して以下の点に留意した。

それはまず、裁判上の和解ということについて、中国人当事者らの理解を得ておくことであった。そして和解交渉に臨むに際しての基本的な方針を固めておくことであった。「和解」という語を広辞苑で引くとつぎのように解説されている。

① 相互の意思がやわらいで、とけあうこと。なかなかおり。② 「法」争いを止めることを約する契約。示談。

本来和解というからには、①の意味が望ましいことはもちろんである。しかし、裁判上の和解というのは②の意味である。裁判の延長上になされる和解は、①の意味でなく、②の意味においてなされるものであることを確認しておく必要があった。もちろん中国人強制連行・強制労働問題は、一般の民事事件と異なる歴史の清算の問題であり、その意味ではかぎりなく広辞苑にいう①に近いものでなければならぬ。

しかし、一気にそこに到達しえない場合に、ステップを踏みながら①に近づこうとすることは、当然考えられる。もっとも、「互いに譲歩しあって」の「和解」とはいえ、それは無制限な譲歩を意味するものではなく、原理・原則を踏み外すようなものであってはならないことは当然である。

本件のような戦後補償問題を解決しようという場合における原理・原則とは何か。それは概ね三つに要約されよう。

#### 和解条項（二〇〇九年一月三日）

第1条 申立人と相手方8名とは、(略) 2007年4月27日に言い渡された判決が、相手方1乃至5（被上告人）の請求権は「裁判上訴求する権能を失った」とし、申立人（上告人）の法的責任を否定しつつも、「なお……個別具体的な請求権について債務者側において、任意の自発的対応をすることは妨げられないところ、本件被害者らの被った精神的・肉体的苦痛が極めて大きかった一方、上告人（本件申立人）は前述したような勤務条件で中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受け、更に前記の補償金を取得しているなどの諸般の事情にかんがみると、上告人（本件申立人）を含む関係者において、本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待される」と指摘したところを踏まえ、「同訴訟において提起された問題について、以下のとおり解決をはかることを合意した。」

第2条 申立人の安野発電所事業所での労働のため強制連行された中国人360名が受難したのは、「華人労働者内地移

入に関する件」の閣議決定に基づく歴史的事実（以下、「安野案件」という。）であり、申立人は、これを事実として認め、企業としてもその歴史の責任を認識し、当該中国人生存者およびその遺族に対して深甚なる謝罪の意を表明する。

第3条 申立人と相手方8名とは、後世の教育に資するために、安野案件の事実を記念する碑を建立する。建立の場所としては、土地の所有者、管理者の許諾が得られることを前提として、（中国電力）安野発電所（敷地内）を、第1の候補地とする。

第4条 申立人は、相手方8名に対し、第2条の受難者360名分の一括した和解金として金2億5000万円の支払義務があることを確認する。この金額は、第2条の受難者360名分の受難に対する補償に加え、未判明者の調査費用、前項の記念碑の建立費用、受難者の故地参観・慰霊のための費用、その他第2条の受難にかかわる一切の費用を含むものとす。

第5条 前条の金員の支払は、前条の事業を行なう主体として申立人と相手方8名双方が合意した団体である相手方自由

人権協会に対して申立人が信託することにより履行するものとし、相手方自由人権協会はこれを引き受け、相手方8名もこの信託（略）を了承する。

第6条・第7条（略）  
第8条 申立人と相手方8名は、本和解により、申立人と受難者及びその遺族である相手方8名との間において、安野案件についてすべての懸案が解決したことを確認し、相手方8名が今後日本国内はもとより他の国及び地域において一切の請求権を放棄することを確認する。  
相手方8名及び相手方自由人権協会は、本和解が第2条の受難者にかかわるすべての懸案を解決することを目的とするものであることに鑑み、受難者及びその遺族に対して、本和解の趣旨を周知徹底させ、今後相手方8名以外の者から申立人に対する補償等の請求があった場合、第7条（5）の書面を提出した者であると否とを問わず、責任をもってこれを解決し、申立人に何らの負担をさせないことを約束する。

第9条 申立人と相手方8名との間には、本和解に定めるほか、なんらの債権債務のないことを、相互に確認する。

- ① 加害者が加害の事実を認め、被害者に謝罪する。
- ② 謝罪に見合う経済的な手当て（賠償・補償）をなす。
- ③ 加害者は再び同じ過ちを犯さないよう後世に向けて歴史教育を行なう。

本和解は、西松建設株式会社が申立人となつて、中国人被害者及びその遺族に対し和解を申し出ているところに特色がある。西松建設からの申し出を受けて、二〇〇九年四月下旬中国山東省、青島に飛んだ筆者ら日本側支援者らは、集った受難者・遺族及びその支援者ら中国人当事者らに、まずこのような説明をなした。

和解金額については、これは相手のあることであるので、交渉に際して若干の幅を持たせてもらうことが不可欠であることを説明し、最低限の金額を定め、この額を下回る和解は不可ということとした。この最低額を決める際には、筆者ら日本側支援者らは会議から退席し、中国人当事者らだけで十分に時間をかけて論議してもらい、その結果を翌日の会議で聞くことにした。

このようにして、中国人当事者らの本件和解についての基本的な理解、方針を確定したうえで和解交渉に臨むことになった。また、和解文言や金額などの交渉内容が具体的にいつの時点で再び青島で会合し、中国人当事者らの意見を聴き、大方の合意が得られたならば、それをもとに西松建設側と最終合意に向けての詰めをなし、かつ最終案ができた段階でもう一度青島会議を持ち、そこで最終決定をするという段取り

を取ることを約束した。もちろん、和解文言についてはその都度、中国語訳文を作成し、中国人当事者らに見てもらった。

こうした手順を踏んで筆者らは西松建設側と交渉を開始し、二〇〇九年八月初め頃にはほぼその内容が固まった。そこで同年八月上旬、青島会議を持ち、その場で和解内容について報告し、和解案文を中国語に訳し、中国人当事者ら全員の了解を得て、その旨の署名をもらった。

そして同年九月末、西松建設の役員会など社内手続を経て、最終和解案が作成された。同年一〇月中旬、筆者らは三度青島に飛び、中国人当事者らに微調整のなされた最終和解案を提示し了解を得た。もちろん前回同様、中国語訳文を作成し、中国人当事者らからの了解の署名をもらった。

日本人支援者と筆者らは、会議終了後、毎回中国人当事者らと交流会を持った。和解案の内容がほぼ固まった八月上旬の交流会の席上、中国人遺族の一人がハーモニカを演奏し、おおいに盛り上がったことが印象に残っている。筆者は、花岡和解に際して裁判所の提示した和解案を受け入れると決定した二〇〇〇年四月末、北京での会議の席で、遺族らの一人が「これまで何回も会議を重ねて来たが、今回の会議が一番嬉しい」と語ったことを思い出した。ハーモニカ演奏はこの時が初めてではなく、二回目であった。彼女が最初にハーモニカの演奏を披露したのは、広島高裁で原告らが勝訴判決を得た後の交流会であったとのことである。

和解案文および和解成立と同時に和解条項の解釈について

#### 本和解に関する確認事項

1. 本和解は、申立人と相手方との間の懸案事項、すなわち、安野案件に関するものであって、他の案件、他者のことについて言及しているものではない。
2. 第1条「法的責任を否定しつつも……」の意味  
申立人 最高裁判決が申立人の法的責任を否定しているのは客観的事実であり、当社の見解でもある。  
相手方 最高裁判決が申立人の法的責任を否定しているのは客観的事実であるが、相手方としてこの見解を受け入れていくわけではない。
3. 第2条「歴史的責任を認識し」の意味  
字義どおりである。
4. 第4条「和解金」の性質  
第4条に記載のあるとおりである。
5. 第8条の解釈

和解の法的拘束力が当事者間のみにしか及ばないことは当然である。

相手方は未判明者を含め本件関係者に本和解の趣旨を徹底、説明し、信託という枠組みに参加するように働きかける責務を負うものである。

この働きかけに応じられた方々には本和解の趣旨が拘束力をもつこととなるが、どうしても参加をされない方について、本和解がその方の権利を奪うという法的効果をもつことはない。

疑義を生じさせないために作成した確認書は別欄に掲げる。

#### 五. 基本原則を踏まえた和解

前述したように、こうした戦後補償請求の解決をなすに際しては、加害の事実と責任を認め謝罪すること、謝罪に見合う経済的な手当て（賠償・補償）をなすこと、将来の戒めのため歴史教育を行なうことの三点が不可欠である。

この観点からすれば、本和解は第二条において西松建設が「事実を認め」「その歴史的責任を認識し」「深甚なる謝罪の意を表明」し、同第四条において、金二億五〇〇〇万円和解金を支出し、第三条において「後世の教育に資するため」記念碑を建立するとしている点で一応前記三点を充たしているといえよう。

本和解第五条は、前項第四条の事業を行なうため和解金を自由人権協会に信託することとし、同六条は、その事業の具体的遂行のために「西松・安野友好基金」及び「西松・安野友好基金運営委員会」を設置し、その運営委員会には西松建設側からも参加するとしている。

本和解は第八条において、「本件合意は、第二条の受難者にかかわるすべての懸案を解決するものであり、相手方らを含む受難者およびその遺族が安野案件について全ての懸案が解決したことを確認し、今後日本国内はもとより他の国及び地域において一切の請求権を放棄することを含むものである」と述べ、本件——安野に強制連行され強制労働させられ

た三六〇名——全体の解決であることを謳っている。

これは花岡和解方式と同じである。今回の和解は、二〇〇〇年一月に東京高裁（新村正人裁判長）で成立した花岡和解と同じ枠組みでなされている。

訴訟において原告となったのは、安野に強制連行された生存者、遺族ら五名であった。そして現在、生存者と遺族で連誼会が把握しているのは、三六〇名中の約三分の一の二二〇名程度である。したがって、まだ判明していない人々をこれから探し出す作業が残っている。このような全体解決方式について、和解交渉に関与していなかった人々の分まで含めて「解決」してしまうのは、他の人々の請求権を奪ってしまうことになるのではないかという批判がないわけでもない。

仮に和解に反対する人々が出現した場合、本和解に賛同した中国人関係者らは、その人に対してこの和解の内容を知らせ、それに応じるように説得する義務を負うことになっていく。しかし、それでも当の本人が和解に応じなければそれまでであり、それ以上に責任を負うものではない（法的に負うことができない）。もちろん本人の西松建設株式会社に対する請求権を奪うものでもない。このことは本和解と同時に調印された前記「本和解に関する確認事項」五項において確認されているところである。

## 六．裁判上の和解に伴う不十分性

第一条において、中国人当事者たちの法的請求権を否定し

合には「補救」という語が相当である。

重要なことは、本和解のこのような不十分性を認識しながら、次の解決、すなわちドイツが二〇〇〇年に設立した「記憶・責任・未来」財団のような形へのステップとなるように活用してゆくことではないだろうか。

## 七．和解の背景——持続した運動

二〇〇八年秋以降、小沢一郎民主党代表（当時）に対する西松建設の違法献金疑惑が明らかとなり、西松建設は社長が退社するなど大幅な役員人事の交替があった。そして社内コンプライアンス（法令遵守）を確立するために社外委員会に検討を委託するなど、経営刷新に取り組んできた。最高裁判決によって法的責任は否定されたという頑なな態度をとってきた西松建設だったが、そのような流れの中、姿勢を改め、一転して話し合いによる解決を、「実現を求める会」の共同代表、田中宏氏（一橋大学名誉教授）宛に申し出てきた。

二〇〇九年六月二六日に開かれた同社の株主総会で、同社は、次のように述べた。

「当社が戦時中に行なった広島県安野発電所への中国人強制連行・強制労働問題について二〇〇七年四月二七日の最高裁判決の付言を重く受け止め、誠意をもって中国人被害者に向き合い、問題を解決すべきではないか、というご質問が事前にごさいましたが、新生西松として生まれ変わり第二の創業を迎えるためにも、過去の問題を今後に引きずらないとい

た前記最高裁第二小法廷判決を踏まえる形で本和解がなされていることについては批判もあろう。また、西松建設の支出する二億五〇〇〇万円について、明確に賠償金と述べていない点などについても批判があるとは思ふ。しかしこのような不十分性は、前述したように裁判上の和解——本和解は裁判の延長上のものである——が「争いをしている当事者が互いに譲歩しあって、その間の争いを止めることを約する契約」（広辞苑）である以上、やむを得ないものであると言えよう。

「和解金」との呼称については、筆者ら日本側の支援者は中国人関係者らと綿密な協議を行なった。その際中国人関係者が述べたことは「救済金」は絶対不可であるが、それ以外なら「和解金」でも構わないということであった。

この和解金の性質については、第四条において「受難者に対する補償に加え、未判明者の調査費用、記念碑の建立費用、受難者の故地参観・慰霊のための費用、その他受難にかかわる一切の費用」と説明し、同七条の（四）においても「受難に対する補償金」としている。

なお第一条において引用した最高裁判決の付言中に「救済」なる語も出てくるが、これは最高裁判決文をそのまま引用した結果である。「救済」という語には、施しの意味も含まれるが（特に中国語ではその意味合いが強い）、前記最高裁判例は、そのような意味でなく、被害の回復という意味で使用しているものである。したがって、この語を中国語に訳す場

う方針のもと、最高裁判決の付言に従って現在、和解に向けて弁護士を通じて話し合っておりです」

小沢一郎献金疑惑問題が「天の時」となり、本件解決の一つの契機となったのである。

しかし、偶然の「天の時」を実際に解決へ結びつけることができたのは、中国人関係者もとより、広島や東京の日本人支援者らによる十数年にわたる持続した運動があったからこそだといえよう。また、請求は棄却したものの、被害を詳細に認定した広島地裁判決、最高裁判決の付言を引き出した広島高裁での勝訴判決があったからである。

広島を中心とした「中国人強制連行・西松裁判を支援する会」は、花岡事件の解決に取り組む「中国人強制連行を考える会」などの協力も得て、十数年にわたって裁判支援を行ってきた。西松建設の東京本社や広島支社に対する申し入れ社前でのピラ撒き、株主総会での質問などを粘り強く続けてきた。株主総会への出席回数も本年で一〇回に達していた。

## 八．重大な国の責任

二〇〇八年夏、同じく中国人強制連行・労働問題で訴訟を提起されていた三菱マテリアル社は、裁判所の和解勧告に応ずる姿勢を見せた。ところが同じく被告になっていた国が頑なに和解を拒否する態度を崩さなかったため、結果的に和解は成立しなかった。強制連行問題の解決にとって、この問題の主要な責任者である国の態度は極めて重要である。

座談会

# 中国人強制連行問題 戦後補償をどう 実現するか

高木喜孝  
内田雅敏  
森田太三  
佐藤健生



たかき、よしとか  
井護士、オランダ・イギリス  
等連合国補償・被害者訴訟  
の井護士メンバー。一九九二  
年以來、「戦後補償」を考  
える井護士連行協議会（井  
護連）事務局主任。  
もりた、たいぞう  
井護士、中国人強制連行強  
制労働全国弁護団の代表代  
行を務める。東京弁護士会  
前副会長。  
さとう、たけお  
拓殖大学教授。ドイツ現代  
史。主な論文に、「ドイツの  
戦後補償（一九九一年一  
月号）」「オーストリアと  
連行のドイツ人」（『思想』  
一九九七年七月号）、「ドイツ  
強制労働補償財団の地位と  
今後の課題」（『外国の立法』  
二〇〇九）など。

世界 SEKAI 2010.1

前述したように、二〇〇七年四月二七日の西松最高裁判決は、「上告人を含む関係者において本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待される」と付言したが、「上告人を含む関係者」には当然ながら日本政府を含む。  
総選挙を経て、民主党を中心とした連立政権が成立した。鳩山首相、岡田外相、仙谷行政刷新会議担当相、細川厚労副大臣、藤田幸久党国際局長、今野東副幹事長をはじめ、民主党内には歴史問題の清算に理解のある政治家は多くいる。  
九月二三日、鳩山首相は胡锦涛中国国家主席と会談し、村山談話を踏襲することを表明した。そして、欧州におけるEUを引き合いに出し、東アジア共同体を作ることを提唱し、東シナ海を「友愛の海」にすることを訴えたという。  
ドイツが戦後、各国と和解をし、欧州の一員として認められたのは、ナチズムの克服など歴史の問題について真摯に取り組んで来た結果である。鳩山首相の言う「東アジア共同体」「友愛の海」を実現するためには、歴史問題について、せめてドイツ並みの解決を早急に図らなければならない。  
あまり注目されていないが、村山談話は、「戦後処理問題につきましても、わが国とこれらの国々との信頼関係を一層強化するために私は引き続き誠実に対応してまいります」と述べている。この談話は閣議決定を経て国内外に向けて発せられた日本の公約であり、以降、歴代の政権もこれを踏襲することを明らかにしてきた。その意味では、村山談話はわが国のマニフェストである。今、この国際公約としてのマニフ

エストの早急な実現が求められている。これなくして「東アジア共同体」の形成はなしえない。

一月七日、ソウルで李明博韓国大統領と会談した鳩山首相は、村山談話の重要性を政府、国民が理解することが大切だと述べ、「新政権はまっすぐに歴史を見つめる勇氣を持っている」と述べた。

「言必信行必果」、一九七二年に日中国交回復がなされたとき、中国の周恩来総理が日本の田中首相に贈った言葉であるという。日本語に訳すとすれば、「言ったことについては責任を持たねばならない。行なったことについては結果を出さねばならない」というような意味であろうか。

「歴史を見つめる勇氣」は「行動する勇氣」を伴ったものでなければならぬ。

【追記】 和解成立を受けて、二〇〇九年十一月一日・二日と中国青島市で説明会を開いた。急な連絡であったにもかかわらず、当事者八一人（うち生存者五名）が参加した。一日目は和解成立の経緯や内容などについての説明、二日目の午前中に質疑応答と意見表明があり、会場から一六名の人々が立ち上がって意見を述べた。ある遺族は「父は先月亡くなったが、生きていたらどんなに喜んだことだろう」と語った。その後、司会者が和解への賛否を挙手で求めたところ、参加者全員が挙手によって和解に賛成した。

今後は、和解条項で決められた事業を早く着実に実現していくことが求められている。

高木 「戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会」（弁連協）の事務局主任をしていただきます。本日は司会をさせていただきます。今回の西松建設との和解は、戦後補償問題にかかわっている弁護士をはじめとする関係者のあいだで、大きな関心を呼んでおりました。本日はこの和解をどう評価するか、また、この和解を一つのステップとして、中国人強制連行・強制労働問題の解決をどのように進めていけばいいのか、討論を深めたいと思っております。

内田 今回、強制連行・強制労働された中国人受難者の代理人として西松建設との和解協議にあたってきた弁護士の内田です。よろしく願います。

森田 西松建設を被告とするもう一つの戦後補償裁判、いわゆる信濃川事件を担当している弁護士の内田です。新潟県の発電所建設に関する土木関係の作業をしている現場に強制連行された被害者が原告になっています。信濃川は目下、西松建設との和解交渉を行なっています。本

日は全体解決の方向性などについても意見を交換したいと思っています。

佐藤 ドイツの戦後補償問題の取り組みなどについて研究しております佐藤です。今回の西松建設との和解は、おおいに評価されるべきだと思います。基金方式などでの全体的な解決は別として、個々の企業との解決をはかっていく手続きとしては、このような形しかないと思います。とりわけ西松事件の最高裁判決の付言が生きたということは、大きな意味を持つと思います。

高木 和解成立の経過などについては内田さんの報告が掲載される(20ページ)とのことなので、その点は必要に応じて話していただくこととして、さっそく今回の和解をどう考え、どう評価するのか、という点について議論を行なってまいりたいと思います。

### 西松和解をどう評価するか

高木 中国人強制連行・強制労働の戦後補償問題、なかんずく和解での解決とい者二人、合計四名が参加しています。日本からは弁護士や支援者、それに西松建設からも一人、参加します。基金の場所

高木 中国国内でも今回の和解は詳細に報道されていますが、その基本的なトーンは連誼会の出した声明と重なっています。不十分な点はあるにしても、関連企業や日本政府の責任を實現していく一歩になってほしい、と。広島安野連誼会の声明のなかで印象深かったのは、和解を「中日友好を押し進める重要な一歩を踏み出したと言える」と評価したうえで、「中国人強制連行問題の全体的に早急に解決することを心から願う」と述べている点です。原告がこのように声明をされたというのは意味が大きいと思います。内田 連誼会の声明は、今回の和解内容を「我々の最初の要求……に近いもの」だとして、「西松建設の最高裁の付言を実行する態度は積極的であり、自発的に和解を申し出た」ことを指摘して、「西

うことをめぐっては、従来、関係者の一部から批判も出されていたことから、その先駆けとなった二〇〇〇年の花岡和解について本誌(〇九年九月号)に「検証」記事が掲載されています。そうしたこれまでの議論を踏まえつつ、今回の和解でとりわけ代理人弁護士の方々が苦勞されたであろう論点について、まず触れていきたいと思っています。

列挙しますと、まず、中国人原告の請求権が日中共同声明によって放棄されたとする最高裁判決を和解条項の中でどう評価し、表現するのか。被告企業は和解条項の中で明確な謝罪をするのか。支払われる金員をどのように表現するのか。さらに、ここは弁護士は特に苦勞されたことと思いますが、被告企業が支払う金額はどうなるのか。従来、戦後補償問題においては、アメリカの日系人が強制収容された事件で一人二万ドルという金額が支払われており、それが一つの指標ともなってきた経過がありますが、今回の金額はどうであったか。和解の中に教

松建設の勇気を評価する」と述べています。また、一〇年以上の交渉のなかで多くの被害者が亡くなっていったことを述べたうえで、「譲歩して和解することに同意したが、このたびの和解は最もよい解決案であると認識しているわけではない」、「さまざまな原因と条件の制約があるために、このたびの和解はいくらか意にかなわないうところがある」としつつ、「このたびの和解は、やはり積極的に問題解決に向かっていこうとすることができ、中日友好を押し進める重要な一歩を踏み出したと言え、今後の類似案件の解決のための基礎を築いたと言いうことができ」と総括しています。

また、これに対し、和解成立の記者会見で西松建設側の代理人が、「中国人当事者及び関係者のご努力に感謝します」と述べました。これはアドリブで言ったのではなく、紙に用意してきた文言です。そして両者が握手しました。これは非常に意味のあることだと思います。

佐藤 同感です。ただ、握手している西

育のための記念碑や記念館を含むのか。さらに、企業側から支払われる基金の信託先をどうするのか。和解の範囲がどこまで及ぶのか、といった諸点です。

内田 それらの諸点について、戦後補償問題を解決するにあたっての基本的な原則を踏まえたくて、相手と合意できる実際の文言をどうするのか、中国人受難者や遺族と繰り返し協議をして詰めてきました。詳細は別稿に譲りますが、解に疑義を生じさせないために確認書を別に準備するなど工夫を重ねました。相互が譲りあつたの「和解」ですので、一〇〇パーセントのものとは言えませんが、原則は充たしているものと思います。

一点だけ、受け皿機関の問題についてですが、花岡和解の時には中国紅十字会が引き受けてくれたわけですから、今回も、今回は受難者側との協議の結果、日本の民間団体で引き受けることになりました。ここに「西松安野友好基金」を作り、管理運営委員会を設けます。そこには受難者一人、遺族一人、中国側の支援者の学

松側の人は弁護士ですね。この報道写真を見てつくづく思ったのですが、「法的な和解」だから仕方ないにしても、本来であれば会社の責任者が出てきて握手すべきだと思うのですが、そうでないところが法的な和解ということを象徴していると思います。

内田 そうなんです。西松建設側は不正献金問題などもあって現在は表に出られない、と。マスコミの前に出ることを警戒していたのです。ただ、その後、マスコミ報道は和解を決断した西松建設を一律に評価しました。たとえ契機は不正献金問題であつたにせよ、評価に値する。和解によって西松建設の社会的評価は上がったんです。ですから森田さんたちが信濃川で和解したときには、責任者が記者会見に出てくるかもしれない。その点、花岡和解のときの鹿島は変なコメントを出したから、せっかくな機会を自ら台無しにしてしまった。

高木 中国政府のコメントですが、従来から中国政府が言ってきた「三つの戦争

遺留問題」、すなわち強制連行強制労働・「慰安婦」・遺棄化学兵器の三つの問題については「中国政府は日本政府に対し、歴史に対する責任のある態度と適切な処理を求めてきた」というコメントを繰り返すにとどまっていますね。

西松と交渉をされている森田さんの弁護団、あるいは西松建設・信濃川被害者連誼会としては、今回の和解をどう見ていますか。

森田 中国側の反応には、率直に言ってまだ微妙な点がありますけれども、今回の西松建設・安野の和解が全面解決に向けた大きな一歩になることは客観的に見て明らかだと思えます。安野の連誼会の人たちも、一〇〇パーセント満足できるものではないけれども、したがって、よりよいものを目指していくとされています。今回の西松建設の和解が、今後の全面解決に向けた運動にとってどのような意義があるのか、労をいとわずに議論をして、中国側とも理解を深めていく必要があると思うのですね。ある程度

争犯罪の賠償請求権の時効を延長するというヘイデン法がカリフォルニア州で成立したことがその背景にあります。しかしこれも、「外交交渉と条約に委ねられるべき問題」だとして、二〇〇五年にはすべて敗訴して終了しています。

内田 ただ、今回の和解を通じて、戦後補償問題については和解で解決していくという方法も積極的な意味があるのではないか、と思いました。もちろん、中国人戦争被害者の請求権は放棄されたとする最高裁判決はまったく不当なものであり、この判決を変えさせていく努力は続けないといけません。しかし、裁判でどうにもならなかったから和解を求めるというのではなく、こういう解決も一つのありうる方法なのではないかとも思っています。今回、記者会見で双方が出席して握手しましたが、裁判での判決であれば、こういうことはありえない。和解だからこそ、握手ができたんです。その他の事例、たとえば労働事件などでも、判決で勝つても本場に職場復帰できるの

の期間が必要になるにしても、これは必要不可欠の作業だと思えます。

内田 まったく同感です。私たちも中国側、とりわけ当事者と相当に綿密な議論を行ないました。ぜひとも信濃川にはつづけて和解を前進させてほしい。それがまた次の一歩につながっていくと思うのですね。

森田 私たちはこれからの解決となるので、今回の和解を踏まえつつ、さらにより良い方向を得たいと思っています。金額面での交渉など、なかなか難しい面もあります。しかし、たとえば内田先生が確認書で明記された法的責任の取り上げかたについても、第八条の、和解当事者にならなかつた他の被害者に同意を定める義務付け条項についても、今度ではできるならば和解条項の本文の中に入れるとか、さらには加害事実の内容についての文言を入れるなど、さらに前進をはかりたいところです。受け皿についても、中国のしかるべき機関が担うのが好ましいと思います。先ほど内田先生も指摘され

は、やはり何らかの会社側との話し合いや妥結があつて、和解的な状況にならなければ難しいということがあります。裁判でだめだから和解交渉、ということではなく、こういう歴史の問題は和解によって解決していくことに積極的な意味を持ちうるのではないかと感じています。高木 この問題は、解決のありかたとして、本来、政治解決を志向していく本質があるということですね。

ただ、裁判という手段についていえば、中国国内では、まだこれから運動の余地があると思います。人民法院での提訴ということもありますし、訴訟という方法だけでなく、強制労働に加担した日本企業が多くが中国に進出、あるいは進出を計画しているということもありますので、中国でビジネスをする場合には、こういう問題をきちんとクリアしなければならぬという運動が起こってくる可能性があります。ドイツの場合も、被害国側の法廷で被害者が勝訴している例はいくらでもあります。

たように、中国の被害者などと相談しながら、その意思を反映した和解を実現したいと思えます。

#### 「裁判でダメだから和解」ではない

高木 花岡和解に対する批判が行なわれた背景とも重なりますが、中国側には、かつて裁判で勝訴できるのではないかという期待があつたのではないかと思えます。しかし、日本の訴訟は常に非常に苦しいたたかいを強いられてきました。最初に中国人を原告とする裁判が提起されたから十数年が経過していますが、勝訴判決と言えるものは、西松建設事件の広島高裁判決などごく少数にとどまっています。それも最終的には二〇〇七年四月の西松最高裁判決で、日中共同声明により中国政府が請求権を放棄したと、中国人の請求権を否定されたことから敗訴となりました。また、一時期はアメリカで提訴すれば勝訴できるのではないかという期待がもたれた時期もありました。ナチス・ドイツおよびその同盟国による戦

#### 政府の責任

高木 花岡和解の鹿島や今回の西松建設など、加害企業と中国人被害者とのあいだの和解について議論してきましたが、本来、この中国人強制連行・強制労働は、閣議決定に基づいて行なわれているわけです。ところが、一方の当事者であるはずの日本政府は和解協議の場に出ることすら拒んでいます。西松建設のように一企業も責任を負うことを実践しているのだとすれば、日本政府の姿勢が問題にならないかを懸念するのではないかと。

内田 ご指摘のように、強制連行は国策によって行なわれているわけです。今回の和解の重要な契機として、西松最高裁判決で出された発言がありますが、その発言の中にも、「西松建設を含む関係者において」解決のため努力することが期待される、と書かれています。この「関係者」の中には当然、日本政府が含まれているわけです。法的責任について最高裁が否定しているとしても、歴史的な責

任はどうあっても避けることはできないのではないかと思います。

森田 同感です。強制連行・強制労働は戦時に起こった事件ですから、当然、日本政府が関与しなければ実現しなかった違法行為です。東条内閣の閣議決定において、企業側も鉱山関係や土木関係から窮迫不足している労働者を移入してくれという要請をしています。すでに判例で認められているように、中国人強制連行・強制労働は、国と企業の共同不法行為だということがこの問題の本質だと思います。したがって、企業だけに責任を負わせるというのはおかしい。私たちが全国の訴訟で国と企業を共同被告として裁判を起こしたのは、そういう観点からです。国がきちんと責任を負って、共同で解決していくのが筋でしょう。

高木 二〇〇八年一月五日、中国の被害者一〇三名が連名で出した「中国人強制連行・強制労働事件全面解決への提言」という文書があります。それを見ておりますと、要求事項として四つの項目

を立てています。一つは日本政府と関連企業は公開で正式に加害の事実を認めて、その違法行為について被害者・遺族に謝罪すること、二つめが、謝罪の証として日本政府と関連企業による出資によって基金を設立して中国人被害者遺族に賠償を行なうこと、そしてその基金を歴史責任基金と仮称すること。三つめが、この基金は日本に強制連行された中国人被害者やその遺族を賠償の主体とし、中華全国律師協会や中国法律援助基金会を中国側の管理機構とすること、そのもとに設けられる中国人被害者や遺族、中日弁護国の弁護士および関連企業によって組織される管理委員会が具体的に実施すること。最後の四つめとして、若い世代に歴史を忘れさせないようにするために日本政府と関連企業の共同出資によって日本国の下関あるいは門司港の近くに中国人強制連行被害者記念碑を建立すること。こういう四項目を掲げています。

大きい方向性として、日本政府と関連企業が共同で責任を負い、個別の論点で

の議論はあるにしても、この四項目に示されたような方向で全体の解決をはかっていくことについては、中国の被害者や遺族、日本の弁護団や支援組織なども一致しているのではないかと思います。内田 おっしゃる通りです。ただ、いくら声明を出し、提案を出しても、それだけでは実現することはできない。具体的に実現させていくための基盤をどう作っていくかがもつとも重要ではないでしょうか。今回、西松が解決にいたったのは、これまで一六六年間にわたる運動があったわけです。中国人の当事者による運動はもちろん、日本側でも支援者の運動がありました。西松建設に対する要請や本社前などでのピラマキ、さらには株を取得して株主総会に参加することまで、今年で一〇回もやっています。こうした運動があったからこそ、今回のチャンスを決りに結び付けることができた。こうした運動を作っていくことが重要です。

高木 提言や声明を具体的に実現していく状況を主体的に作り出していかなければ

ば、言葉だけで終わってしまうというところでですね。中国の国内事情から考えてみても、今の提案は、日本政府と関連企業に向けて出されているものなのですが、中国の国内でも、ずいぶん状況が変わってきていると思います。端的にいうと、民間賠償問題というものが、中国でも次第に関心がもたれるようになってきています。国家間の賠償問題と、重大な国際法違反の被害者と加害国政府の民間賠償問題とが区別されるようになってきた。これは大きな変化だと思えます。

こうした変化のなか、日本でも政権交代などがあり、この問題を政治的に解決していくことを、これまで以上に真剣に追求しなければいけない時期に来たと言えらるのではないのでしょうか。

### 政治主導だったドイツ

高木 政治解決という点では、やはりドイツの事例が参考になります。ドイツでの経過をお聞きしたいと思います。

佐藤 ドイツの場合、戦後補償問題や和

解については、政治が先取りして行ってきたという特徴が挙げられます。有名な話ですけれども、一九五二年、当時のアデナウアー独首相がイスラエルとの間で、ホロコースト生存者への補償を定めたルクセンブルク協定を結んだとき、批准の段階では、彼が創立者の一人であり党首でもあった与党のキリスト教民主同盟が反対したのです。それに対して野党の社会民主党が賛成投票しました。未来を志向する政治の責任の果たし方として、自分たちのやるべきことをやる政治家が存在したということは大きいですね。この点では、ドイツでは当初から政治主導だったと言えると思います。

高木 日本の場合、私たちも弁護士ですが、戦後補償を求める運動は裁判を基軸にして行なわれてきました。ドイツはむしろ政治が先行してきたわけですね。

佐藤 ドイツにおいて重要なのは市民の動きです。問題解決を求める市民運動があったからこそ、緑の党や社会民主党がそれを政策として取り上げていったので

す。日本の市民運動のレベルはドイツと遜色ないと思うのですが、それを汲み取っていく政治家がほとんど存在しない。民事裁判では加害者の追及や再発防止策は求められません。けっきょく象徴的なものとしての裁判だったといえるでしょう。日本の裁判は時間もかかり、地裁段階でいい判断が出て、最高裁で止められてしまう。ドイツにおいても、個々の企業の中には裁判を通じて解決をはかった例もありますが、やはり原告・被害者側が勝ったケースはほとんどありません。あるドイツの新聞記者に日本の裁判のことを話したところ、「そんなに請求金額が高くては勝てるはずがない」と驚いていたことがあります。

強制労働問題にかかわる基金についていえば、政権交代が大きく作用しました。現在はまた政権交代しましたが、ただ、「記憶・責任・未来」基金が補償金支給を終えて一段落した段階でのセレモニーで、ケーラー大統領とメルケル首相が報告書を手にして笑顔を浮かべているので



す。本来は反対の立場の人たちなので、その人たちが、これを国としての成果だと認めている。こうしたことを実現できるのが政治の世界なのでね。

高木 ドイツの基金の創設にあたっては、ドイツの内部の政治状況とともに、ベルリンの壁が崩れて冷戦構造が崩壊した、外交的な枠組みの変化が大きく影響しているのではありませんか。

佐藤 特に強制労働問題の解決については大きいですね。戦後補償にはいくつかの課題があり、一つ一つ解決していった先に残っていたのが、この強制労働の問題だったのです。その中でも、被害者が特に多かったのが東欧や旧ソ連の人たちでした。補償が実現するにあたっては、被害側の各国に基金の受け皿機関ができていったことが非常に大きいのです。先ほど内田さんから今回の和解の受け皿について説明がありました。ドイツの強制労働問題では、まずポーランドが受け皿機関を作りました。それから各国が作っていききました。その受け皿機関との信

結果としてドイツにとっては良かったと思論も受け止めています。

### 政治による象徴的行為を

高木 民主党政権が戦後補償問題をどう取り上げていくか、まだはっきりしない状況ですが、先だって、弁連協の中の戦後補償立法を考える弁護士の会と戦後補償ネットワークの連名で民主党に要望書を提出しました。新政権はアジア・太平洋地域の域内協力体制を確立し、東アジア共同体の構築をめざし、そのため中国・韓国をはじめアジア諸国との信頼関係の構築に全力をあげることにされている、戦後補償はまさにその信頼関係構築の一環としての意義を有し、国益に資する問題であることをここに指摘する、という内容です。弁連協としてこういう趣旨の要望を出したことは初めてです。

ドイツの基金成立の背景には冷戦構造の崩壊もあったと思います。民主党政権が成立し、東アジア共同体が総理大臣の方針として出てくるなど、ようやく東ア

頼関係ができ、補償が確実に被害者に届いていくシステムができたわけです。

高木 加害国の政府だけではなく、被害国の政府もこの問題について関与することが、解決には必要不可欠なのです。つまり、中国国内でも提起されている基金方式で解決をはかるとして、仮に基金が成立してもその受け皿になるような民間団体や公的機関が中国側で出てこなければ、なかなか政治解決に踏み出せない。やはり、日本政府や中国政府が政治解決に踏み出すという機運がなければならぬということでしょう。しかし、残念なことには、日本政府だけでなく韓国政府や中国政府が自分自身の関与をもって政治解決を受け止めるという段階は、まだまだこれからです。

内田 政治主導で戦後補償問題を解決していくとうとしたとき、ドイツ国民の反応はどうだったのですか。必ずしもいいものではなかったのではありませんか。

佐藤 それはそうですね。冷ややかなものだったと思います。しかし、現在では、

アジアにも冷戦構造の崩壊の余波が押し寄せてきた、と感じています。

佐藤 日本が本当に東アジア共同体ということを提唱していくのであれば、それは歴史問題についての和解を象徴する行為をしなければ、誰も信用してくれないでしょう。けっきょくのところ、ドイツは、和解を象徴する行為を政治家が示したのです。ブランドがワルシャワのゲッソーの碑に跪いて祈ったことは、あまりにも有名です。政治的解決ということの典型を示しているのではないのでしょうか。たとえば鳩山氏が日本の加害を象徴する場所に行つて献花するなどの象徴的な行為が必要なのだと思います。

内田 戦後六〇年の式典のときに、ロシアの赤の広場で小泉純一郎首相が献花しているんですよ。そこで献花するのなら、なぜ八月一日に南京や北京、ソウルやマニラ、シンガポールに行かないのか。佐藤 日本政府の要人はアジアの戦争被害地に行きませんが、招かれもしません。いま、ヨーロッパでは、この種の

式典に当時の交戦国の代表を招くのは当たり前のことになっています。ノルマンディーですら、ドイツのシュレーダー首相が式典に参加しています。いわば「話がついている」段階で、日本とは数段階も違うといつていいでしょう。

高木 ここで政治解決がなされなければ、解決は永遠に先送りにされてしまうかもしれない。新政権に期待するということで、先ほどの要望書は民主党の使っているマニフェストの言葉で書きましたが、現在は白紙状態といつていいでしょう。

森田 民主党が政権を取る以前、党内に戦後補償プロジェクトチームがありました。強制連行の小委員会も作って活動していました。政権獲得後は活動が休止しているようです。ただ、平頂山事件の記念館に民主党の十数名の議員が行きまして、当時の被害について謝罪し、献花をするということもしています。そういう基盤は民主党の中に、少なくとも従来

の政権と党よりはあります。

内田 民主党政権に働きかけを強めていくためには、ぜひ信濃川の和解を成立させていきたいと思います。それが他の企業に波及していった先に全体解決という展望も出てくるのではないかと思います。安野の和解が成立しただけの段階では、一足飛びに政治解決に動くということにはならないと思います。

鳩山首相は、村山談話の重要性を国民も認識すべきだと言いましたが、特に若い世代に、歴史の事実と反省とを語り伝えていく必要があると思います。

高木 一九九三年の細川政権のときに官房副長官だった鳩山氏は戦後処理問題に関し人道的な反省を表すため、政府出資による一兆円基金構想を持っていました。新聞がスクープして大々的に報道されたあとに潰されてしまいました。その鳩山氏が首相になって、東アジア共同体を念頭においてアジア諸国との和解を考えているということは、思いつきではなく、素志としてそういう発想があると受け止めていいのではないかと思います。